

次期「北海道医療計画」に掲載する医療機関名等の変更手続きについて

1 趣旨等

- 医療法第 30 条の 4 第 17 項において、「医療計画を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ都道府県医療審議会、市町村及び保険者協議会の意見を聴かなければならない。」とされている。
- 北海道医療計画においては、5 疾病・5 事業及び在宅医療の各医療機能を担う医療機関の名称を公表基準に基づき掲載（第 8 章別表）しているが、当該医療機関の新設・廃止、機能の変更などがあった場合は、計画の変更に該当することになる。
- 国の「医療計画作成指針 5（5）」において、「医療計画策定後、医療機能を担う医療機関の変更が生じた場合は、可能な限り速やかに記載内容を変更する必要がある。この場合、都道府県医療審議会の議をその都度経なくてすむように、医療機関の変更に伴う手続きをあらかじめ定めておく必要がある。」とされている。

2 変更手続き

- 次期計画における第 10 章別表については、紹介受診重点医療機関を新たに加えるなど、掲載する医療機関等の数が多くなっていることなどを踏まえ、変更に係る北海道医療審議会への報告は、計画の見直しの都度（3 年ごと）行う取扱いとしたい。

なお、次期計画の策定後、第 10 章別表に掲載の医療機関名等に変更があった場合は、公表基準等に基づき、定期的にかつ速やかに道のホームページ上で公表することなどにより、引き続き、道民等への周知を適切に行っていくこととする。

< 参考 医療法第 30 条の 4 第 17 項 >

都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条の六の規定により医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市町村（救急業務を処理する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百五十七条の二第一項の保険者協議会の意見を聴かなければならない。